

梅光学院幼稚園園則

第1章 総則

第1条 本園は、梅光学院幼稚園と称し、下関市大学町三丁目33番地182(住所表示 下関市大学町三丁目10番30号)に設置する。

第2条 本園は、キリスト教信仰に基づいて幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の健全な発育と善良な性格の陶冶を目的とする。

第2章 教職員

第3条 本園に次の教職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 教頭 1名以上
- (3) 教諭 2名以上
- (4) 事務職員 1名以上
- (5) 園医 1名
- (6) 園歯科医 1名
- (7) 園薬剤師 1名

2 前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副園長を置くとときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

第3章 保育年限、学級数及び収容定員

第4条 本園の収容定員は、90名とする。学級数は3学級とし、3歳児、4歳児、5歳児の各学級を置く。

2 本園の保育年限は、3歳児3年以上4年未満、4歳児2年、5歳児1年とする。

第4章 教育課程

第5条 教育課程は、「幼稚園教育要領」に準拠して園長が別に定める。

第6条 教育週数は、年39週以上とする。

2 1週の教育時間数は、25時間を原則とする。

第5章 学年、学期及び休業

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 春季休業 3月下旬から4月上旬まで
- (3) 夏季休業 7月下旬から8月下旬まで
- (4) 冬季休業 12月下旬から1月上旬まで
- (5) 園長が必要と認めた日

第8条の2 前2条に関わらず、園長が必要と認めた場合は、学期期間及び休業日を変更することができる。

第6章 入園、退園、転園及び休園

第9条 入園できる者は、満3歳以上学齢までの幼児とする。

第10条 園児を入園させる時期は、学年の始まりから30日以内を原則とする。

2 園児募集に関する期日、人員その他必要な事項は、園長があらかじめ公示する。

第11条 入園志願者は、本園所定の入園願書に出願料(3,000円)を添えて願出しなければならない。

第12条 入園志願者に対しては、面接のうえ、入園を許可する。

第13条 入園を許可された者は、本園が求める書類を指定の期日までに提出しなければならない。

第14条 退園、転園又は休園するときは、保護者がその事由を記した願いを出さなければならない。

第15条 園児が感染症疾患その他、他の園児に危害を及ぼすおそれのあるときは、退園、休園又は出席停止をさせることがある。

第16条 本園所定の課程を修了した者には、保育証書を授与する。

第7章 入園金及び納付金

第17条 入園金及び納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入園金 徴収しない。
- (2) 基本保育料 所得に応じて園児が居住する市町村が定める額。ただし、幼児教育・保育の無償化に伴い無償とする。
- (3) その他利用にかかる納付金 別に定める。

2 いったん納入した納付金は返還しない。

第18条 この園則は、所轄庁の認可を要するものを除き、学校法人理事会の承認を得て変更することができる。

第19条 この園則に定めるもののほか、この園則の施行に関して必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この園則の変更は昭和45年4月1日より施行する。

附 則

この園則の変更は昭和46年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和47年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和48年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和49年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和50年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和51年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和53年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和54年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和55年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和57年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和58年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和59年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この園則は昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この園則は平成元年4月1日より施行する。

附 則

この園則は平成2年4月1日より施行する。

附 則

この園則は平成3年4月1日より施行する。

附 則

この園則は1992年(平成4年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は1993年(平成5年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は1994年(平成6年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は1996年(平成8年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は1997年(平成9年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は1998年(平成10年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は1999年(平成11年)4月1日より施行する。

附 則

この園則は2002年(平成14年)4月1日から施行する。

附 則

この園則は2008年(平成20年)4月1日から施行する。

附 則

この園則は2012年(平成24年)4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2015年(平成27年)4月1日から施行し、改正後の梅光学院幼稚園園則の規定は、2015年(平成27年)度分の納入金から適用する。

附 則

この園則は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。

附 則

この園則は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。